

Title	利益分配並に労資協同制度に関する調査
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.9 (1914. 11) ,p.1193(99)- 1205(111)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141100-0099">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141100-0099</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Giovanni Donato Turbolo 亦一千六百十六年より同二十九年に亘りて同市の通貨に關する *Discorsi e Relazioni* を續刊し通貨の改悪に對して抗辯を行ひ、爲替相場の法定に反對し、貴金缺乏の原因に就きて研究する所ありしと雖も、洵に Galiani の所言の如く彼は造幣局長として貨幣問題を取扱へるに過ぎずして嚴然たる哲理の上に立てる立法者の態度を以て之に近けるに非ず、従つて經濟學史上より觀てさまで重要の地位を占むるものにあらざる可し。即ち吾人が *Davies* の講演一卷を以て當時伊太利に於ける貨幣論中の白眉と爲し瑣か解説の勞を執らんとする所以なり。

(未完)

雜 錄

に就て紹介することある可し。

一 緒論

利益分配并に勞資協同制度に關する調査

堀江 歸一

英國商務院は千八百九十四年利益分配制度に關する調査を試み、其報告書を公にしたるが、近年同調査の後を承けて再び内外諸國の實例を蒐集し、其英國に關する部分は千九百十二年を以て、歐洲大陸諸國、合衆國并に殖民地に關する部分は千九百十四年を以て、世上に發表したり。Report on Profit Sharing and Labor Co-partnership in the United Kingdom: ed. 6496. Report on Profit Sharing and Labor Co-partnership Abroad. ed. 7283. 即ち是れなり。本文は其英國私人并に會社事業に於ける利益分配制度に關する部分を援抄したるに止まる、更に他日を期して、産業組合に於ける利益分配、歐洲大陸諸國并に英領殖民地の制度

千八百九十六年國際産業組合會議、巴里に開催せらるゝや、「利益分配」なる用語の意義を確定する爲めに、特別委員會組織せられ、同委員會は翌年「デルフト」に開催せられたる國際會議に報告を提出したり。即ち委員會は「利益分配」の意義に就て千八百八十九年巴里に於ける國際利益分配制度會議が滿場一致の下に成立せしめたる「本會議は被傭者をして豫め決定したる割合を以て利益の一部に参加せしむる任意の契約の公正にして、又總ての立法を支配する原則と一致することを認む」と云へる決議に同意し、更に左の説明を加へたり。

以上の定義に於ける契約なる用語は法律の形式を備へたる契約に相當するものなれども尙ほ同時に道徳上の義務を有する契約も事實に

於て完全に履行せらるゝに於ては、之を如上用語の契約と同一視す可きものとす。

「利益に對する參加」(A share in profits)と稱するは、被備者が賃銀の外に利益の内より給與せらるゝ金額にして、此金額は利益の多寡に依て左右せらるゝものとす。若しも一事業に於て養老基金の計畫ありて、備者の醜金二磅に對して、被備者は一磅の醜金と爲すの約定あるも、此計畫に要する資金が利益のみより支拂はるゝに非ざれば、之を以て「利益分配」とする能はず。蓋し如上約定の下に支拂はるゝ金額は一年の利益の多寡に依る所なければなり。

利益分配制度の下に於て、被備者に願與せらる可き利益に就ては、委員會は或る事業の得たる利得の純殘餘額を以て、之に充つるを至當とす。隨て彼の出來高に對する賞與金、生産上に行はれたる費用節約に對する獎勵金賣

上高に對するコムミツションを始め、利益の割合如何に拘はらず、仕事の高又は品質を標準として與へらるゝ賞與の類は利益分配法の利益に該當せざるなり。

利益分配制度の下に、被備者の得る金額は其被備者たるの故を以て、換言すれば其爲したる仕事に對して得るものならざる可からず。隨て被備者が其事業に於ける株式持分を所有し、其所有することに依て、得る利益の如きは、利益分配法の利益に非ざるなり。

以上の説明中、注意を要するは最後の一節なり。被備者が會社の株式を所有し、株主たるの故を以て、得たる利益が利益分配法の利益に當らざるは、委員會の所説の如しと雖も、若しも會社が無償又は市價に比較して、低價を以て、或は特に有利なる條件を以て、被備者の爲めに株式を發行し、而して被備者が之を所有することに依て、利益配當を得る場合には、之を利益

の分配と認む可く、又會社が被備者より資金を借入れ、之に對して利益の多寡と相伴うて低利率の利子を支拂ふ約定を結びたるときは、是れ亦一種の利益分配とす可きなり。

更に上記委員會は利益分配の要件に就て、下の如き解釋を試みたり。

「利益に於ける參加」に就ては既に説明したるが、次に一考を要するは、千八百八十九年利益分配制度會議の決議に於ける「參加の割合を豫め決定す可し」と云へる一箇條なり。此點に就ては、被備者は必ずしも參加の高の決定せらるゝ基礎の細目を知悉するを要せず、例へば備者は或る限度を留保し、此限度以上に利益の達したる場合に、其超過高の半額を被備者に願與することを約定し、而して其限度は之を計算方のみ通牒し計算方をして被備者に屬す可き利益の高を決定せしむるも之を利益分配法と稱するを得べし。然れども被

備者に對する參加全然不定にして、例へば備者が年度の終に於て、利益の十分の一を與ふるか、五分の一を與ふるか自己の專斷を以て之を定め、豫め據る可き基礎の定められざる場合には、之を利益分配法と認むるを得ず。次に起る問題は備者の被備者全體に願與する金額が豫定の基礎に據て、決定せられたりとして、如何にして各被備者間に之を分配す可きかの一事是れなり。或は備者が一箇の專斷に據り、自己の認めて被備者の功勞とするものを標準として、願與するを以て、利益分配とせざるの説ありと雖も、委員會は斯る分配法に於ても、尙ほ豫定せられたる利益の全額が盡く被備者に願與せられ、或る明確なる條件に牴觸して、利益の分配に參加せざる者ありたる場合に、其參加額が他の被備者に願與せられて、備者に復歸せざる以上は、之を利益分配法と稱するに憚らざるを信ず。

然らば如何なる方面まで利益を分配するとき  
 に之を利益分配法とするを得るか。若しも利  
 益の頒與に與る者が支配人、監督職工長又は  
 被備者中の或る階級のみに限られんか、委員  
 會は之を利益分配法を認めず、利益分配法に  
 於ては未成年者、就職後一定の年限を經過せ  
 ざる者等を除外することあるも、尙ほ被備者  
 の多數に及ぶを以て、其要件とす可く、委員  
 會は、就職後一年以上を經過したる成年勞働  
 者の七割五分が利益分配に参加するを必要と  
 認む。

利益分配制度は以上の如くなるが、勞資協同  
 制度に對しては、如何なる解釋を下す可きか。  
 此制度は勞働の使備せらるゝ各種の産業に適用  
 せらるゝを得るものなるが、其最も簡單なる形  
 式は大なる有限責任會社に行はるゝものにして  
 (一)勞働者が職業に於ける標準賃銀外に、其仕  
 事に於ける終局の利益又は生産上の節約に對し

て、或る金額を收受し、(二)勞働者は斯く參加  
 する利益を自己の從事する事業の資本金として  
 蓄積し、株主たるの權利義務を有するを以て、  
 必要の條件とす。

## 二 箇人事業并に會社に於ける利益分配と勞資協同

### (A) 要領

第十五回英國勞働統計摘要に據るに、英國に  
 於て千八百二十九年始めて利益分配制度がウオ  
 ルスコート卿所有の農場に試みられて以來、利  
 益分配制度の實例は二百三十二の多きに及び、  
 其内七十六は現に實行せられ、又報告を蒐集す  
 るを得るものなることを記載したるが、本報告  
 に於ては、千八百二十九年より千九百十二年に  
 至る間に實行せられたる利益分配制度二百九十  
 九件を根據とし、其内の三は詳細の事情を知悉  
 し難きを以て、又百六十三は廢止せられたるを

以て、之を除外し、殘る百三十三件に就て調査  
 することゝしたり。今是等利益分配制度の實行  
 せらるゝ百三十三の事業に於ける從業者は十萬  
 六千人を數へ、事業所在地は殆ど英國全部に亘  
 り此制度の實行に依て、關係者に利益を與ふる  
 こと少なからざるものあり。即ち從業者に對し  
 て、規定の報酬以上に増額を得るの機會を與へ  
 營業繁昌の時期に於ては、此の増額は大なる高  
 に上り、彼等に貯蓄の便宜を供へ、從業者の勞  
 働功程を大ならしむると共に、備者被備者間の  
 關係を圓滿ならしむるが如き、利益の重なるも  
 のなりとす。而して近時被備者が利益分配制度  
 の下に收得する利益の全部又は一部を株式其他  
 の形態に於て、事業に投入し、自ら事業の成敗  
 に就て、利害關係を有するに至るの一事は最も  
 注目を要する所にして、利益分配制度に對する  
 今後の議論は或は此一點に集中するに至るやも  
 未だ知る可からず。

此種の計畫は實際に於て、成效を博したるも  
 の、如しと雖も、尙ほ其効果を斷定するには注  
 意す可きの事情あり。第一上記の方法は其實行  
 せられて以來、日を経ること淺く、第二其主と  
 して行はるゝは瓦斯事業にして、此事業には特  
 別の事情を存し、格別の利益を占むるを以て、  
 其成效を以て、直に他の事業に於ける適用の效  
 果を類推するに難く、第三被備者に對して株式  
 を發行して、爲めに資本金を増加するが如きは  
 總ての事業を通じて行はる可きに非ず、又望む  
 可き所に非ざるを以てなり。最後の點に就き、  
 利益分配制度に關して多年の經驗を有するクラ  
 ーク・ニコラス・クーム會社の代表者アレキサ  
 ンダー・ホーン氏は勞資協同協會の機關「レーボ  
 アー・コーパトナリシップ」に於て「吾人は最  
 近十六年間利益分配制度を實行し、資本金の二  
 倍以上に相當する金額を頒與したり。而して吾  
 人にして此金額を株式に換へて、資本金として

蓄積せんか、到底運用の道を見出すに苦しまざるを得ず、斯の如きは吾人の爲さんとするも、爲す能はざる所にして、隨て瓦斯會社の如き其本體を増殖する爲めに、資本金増額の必要あるものに非ざれば、株式發行を利益頒與の方便とするを困難とす可し」と云へり。

現行利益分配制度百三十三の内、四は四十年以上、七は三十乃至三十九年、二十四は二十年乃至二十九年、二十五は十年乃至十九年の經歷を有し、他の七十三は何れも最近十年以内の創始に係るものとす。又一旦成立して、後に廢止せられたる百六十三の存續期間を見るに、四十年、三十一年、二十七年、二十五年、二十四年、二十三年、二十二年、十六年に亘れるもの各一、二十一年、二十年、十七年、十四年、十一年に及べるもの各二、十九年のもの三、十八年、十五年のもの各四、十三年、十二年、七年并に五年のもの各五、十年并に九年のもの各七、

八年のもの十、六年のもの九、四年のもの十四、三年のもの十七、二年のもの十六、一年のもの十六にして、創設後一年内に廢止せられたるもの亦六に上れり。而して斯く廢止せられたる幾多の事例に就て、廢止の原因を窺ふに八箇の場合に於ては、原因不明に屬し、之を知る能はず他の百五十五に就て、廢止の原因を分類するに被僱者の反抗、之に基く僱者の不滿に基くもの五十九にして、最も多數を占め、之に次ぐは利益の減少又は損失の發生にして、二十九を數へ事業の廢止に屬するもの二十五、事業の變更讓渡に依るもの二十二、賃銀の増額又は時間の短縮を以て利益分配法に代へたるもの八、被僱者の不滿に基くもの四、事業の完成又は僱者の死亡の出づるもの若しくは特殊の事情に伴ふもの各八を數へたり。即ち廢止せられたる百五十五の利益分配制度中、九十二は此制度の得失に關係なき種々の事情の爲めに、消滅し一方に豫定

の効果を奏せずして失敗に歸したるものは六十三にして、全體の五分の二に當るの事實を示す可し。而して從來利益分配制度が實行せられ、廢止せられ、又現に實行せられつゝある事業を其種類に依て區別すれば左の如し。

事業の種類	實行數	廢止數	一九二二年八月一日現行數	同上事業従業者數
建築業	一二	九	三	一五一
嶺山、石坑業	六	六	—	—
金屬業	九	八	一	一六三
機關造船業	二一	一七	四	一七、三三六
織物業	一九	一二	五	一、六三七
紡績業	一四	七	七	四、九五一
運送業	三	二	一	一七三
農業	一八	一二	六	七三七
製紙業	五	一	四	七九四
印刷製本業	三六	二五	一一	三、三八九
木工、家具業	一〇	七	三	一六九
化學工業硝子陶磁器業	二二	八	一四	一五、六四九
食料品烟草業	三一	一八	一三	六、七六〇

瓦斯業	三四	一	三三	二八、二四六
電氣業	二	—	二	四一四
其他	五七	三〇	二六	二五、六二〇
合計	二九九	一六三	一三三	一〇六、一八九

備考 織物業并に其他の項に於て、實行數より廢止數を控除したるものが現行數を符合せざるは報告蒐集の際、事情不明に屬したるものあるを以てなり。

賃銀に對する利益配當金の割合は各事業に於て、又各年度に於て異なりと雖も、千九百一年より同十一年に至る總平均に於ては五分五厘にして、同年間の異動を見れば、千九百八年の四分五厘を最低とし、千九百六年の七分一厘を最高とす。

(B) 利益分配法の計畫一斑

利益分配制度が任意の約定に依て行はるか、將た又法律上の契約として行はるか、各種の事業を通じて統一するものなく、コルチエスタ

一のコーン漁業會、トールスバリー・マーシー社、  
 蠣會社、バーンレーのフォスター兄弟商會（建  
 築業並に同請負業）チエシャーのレヴァー兄弟  
 商會（石鹼製造業）の如き法律上の權利として、  
 被傭者をして利益の頒與に参加せしむるものあ  
 ると同時に、ブルックボンド商會（製茶混製包  
 裝業）ブランドル・スペンス會社（塗料製造業）ク  
 ラーク・ニツコルス・グリーンブス商會（製菓業）  
 ジョン・コイントリー商會（食料品商）エム・エ  
 ム社（製粉業）ヴァルヴォリン油製造會社、カー  
 ル・ロームス會社（裁縫業）チツチー製粉會社、  
 ローダース・ニューコリン會社（原油製造業）ノ  
 ッチングヒル電燈會社の如き、利益分配法を以  
 て、任意の支拂とし、殊にブルックボンド商會  
 の如き、之に恩惠の所業（An Act of Grace）な  
 る名を付し、更にヘル製紙會社、エム・エム社  
 ヴアルヴォリン油製造會社、チャル・マース製紙  
 會社、ケー・ケー製造會社、カストナー・ケルナ

一のアルカリ會社の如きは、約定中に利益分配法  
 は被傭者に何等法律上の權利を認めたるものに  
 非ざることを明記したり。

多數の場合に於て、利益配當として被傭者に  
 頒與せらる可き金額は利益に對する割合を定め  
 て、之に充つると雖も、時に利益参加の額を一  
 定の程度に止め、此程度に至て、被傭者の参加  
 を停止するものあり、又利益分配に供する金額  
 を定むるに利益に對する定率を以てせず、或は  
 賃銀支拂高に對する定率を以てし、或は利益の  
 増加に對して、累進せしめ、或は從業年限の長  
 短を標準とし、又ラツセルス・ランガム醸造會  
 社の如きは株式の定數を買入るゝに足る程度の  
 分配金を與ふるを以て、特に選擇せられたる被  
 傭者に限ることゝしたり。更に瓦斯會社に行は  
 るゝ利益分配法に於ては、利益分配額をして瓦  
 斯賣價の高低に據らしめ後者の高きときには、  
 前者を増加し、其低きときは之を低減するを常

とす。蓋し是等の會社に於ては、法律上瓦斯代  
 價の低減に比例して、或る點以上に株主配當を  
 増加するを得るものなるが故に、利益配當の増  
 加は株主配當の増加に伴ひ、又利益増加の證據  
 と認めらる可きを以てなり。

以上利益配當に供せらるゝ金額が利益の一部  
 なることを説明したるが、此利益は如何にして  
 之を算出決定するか、或は一營業年度内、或は  
 半季營業期間、或は一年四季、或は毎月の利益  
 を以てするものあると共に、或は數年間の平均  
 利益に據り、或は損益の變動を平均する趣意に  
 基き、一年度の利益の一部を後年度に繰越すも  
 のあり。而して利益分配の目的を以て關係者に  
 頒與する利益は純益即ち總収益より地代、公課  
 給料其他の營業費を控除したるものを以てする  
 を普通とし、外に減價積立、一般積立金、寡婦  
 孤兒救助金を控除するものあり。利益が或る金  
 額以上に達したるときに、被傭者に利益参加を

許す場合には、豫定の限度を被傭者に通知する  
 こと一般に行はるゝ所なれども、利益の計算に  
 就て専門の計算人をして之に當らしむる場合は  
 甚だ少なく、被傭者をして傭者の帳簿を檢査せ  
 しむる事例に至ては、更に少なきが如し。

斯く利益分配の供す可き利益なるもの決定し  
 たる曉に、如何なる割合を以て、其利益を被傭  
 者に與ふ可きか。利益を被傭者に頒與するに先  
 だち、傭者に其一部を與ふ可き先取的制限の存  
 せざる場合には、利益分配の定率は比較的低く  
 して、一割を最高とし、時に一分五厘に至るも  
 のあれども、先取的制限の存する場合には、定  
 率は高くして、傭者に一定の利益を與へたる殘  
 餘の一半に及ぶものあり。然らば斯る利益分配  
 額は如何なる標準に據て、更に被傭者間に分配  
 せらるゝか。此點に就て最も廣く行はるゝは當  
 期間被傭者の得たる收入に比例する方法にし  
 て、此場合に超過時間の勞働に對する報酬、出

來高賃銀を除外するものあり、又疾病に基く賃銀の減損は二箇月を限度として、除外せざるものあり、之を除外す可きや否やの決斷を會社當局者に託するものあり。而して多くの場合に於て、收入の外に從業年限の長短を標準とし、更に被備者の地位を參酌するものあり、地位の高下に拘はらず、被備者の行狀を考量するものあり。

或る利益分配制度の下に於ては、利益分配として、被備者に頒與する金額を備者に託して、運用せしめ、三分乃至五分の利子を支拂ふの外事業の収益と共に増減する配當を此預金に與ふるの方法あり。然も此方法を實行して、何等の制限を設けざらんか、利子と配當とを合せて、意外の高率に上ることある可きを以て、時に兩者を合せたる率を一割に制限するものなり、又利子以外に與ふる配當は利子と普通の資本金に對する配當との差の半額を上るを得ざるものと

し、尙ほ兩者を合算したる率に最高の限度を設け或は預金の形態に於て放下せらるゝ金額に制限を置くものあり。而して其孰れの場合に於ても被備者が預金を引出すには、一定の豫告を必要とし、其期間を二日乃至二箇月の間に置く。

現行利益分配制度中被備者の得る利益分配の金額を被備者救助積立金に投ずる三箇の實例あり。此種積立金の存する場合に於ても、利益配當の一部を之に投じ、殘餘は現金を以て被備者に交付するか、又は被備者の株式買入の資に充つるを普通の事例とし、時に被備者中利益分配に與る條件を充たさざりし者の分を以て、積立金を補充することあり。救助積立金は被備者の利益を目的とする一般的基金に充つるものと、箇々の被備者に特殊の利益を與ふるを目的とするものと二種に區別するを得べく、第一の場合に於ては、疾病、老齡、廢疾、死亡若しくは婦人勞働者の結婚等に際して、支給し、第二の場

合に於ては箇々の勞働者が一定の年齡に達し、又は一定の從業期間を経過したる場合に、貯蓄したる金額を支拂ふか、又は特殊の事情に際して、其拂出を許容するものとし、或る會社の如き、利益分配額を所定の如く貯蓄せざる被備者に對して、今後利益分配に與る能はざらしめ、又全然分配法を廢止することを規定せるものあり。救助積立金が被備者全體の利益を目的とし、箇々の被備者に屬せざる場合は、疾病、老齡以外の理由を以て、職を廢したる被備者には、積立金收受の權利を喪失す可しと雖も、箇々の被備者に屬するときには、職業廢罷と同時に、又は一定の時日後に積立金を收得するを得。但し或る場合には、疾病以外の理由を以て、又は備者の同意を経ずして、職を去りたる被備者の權利を廢棄するものあり、又被備者にが備者與へたる損害を積立金より賠償せしむる規定を有するものあり。救助積立金は普通備者の管理に屬

し、備者自ら利殖の計を講ずるが如しと雖も、時に積立金を郵便貯金とすることを規定し、又特殊の利殖法を指定したるものなしとせず。被備者が公開市場に於て株式を買入れたる場合には、之を以て利益分配法の下に使役せらるゝものと認めず、唯株式が(一)何等之に對する代價を徵せずして、又は(二)代價或は株金拂込に關し、有利なる條件を以て、被備者に發行せられたるときには、之を利益分配の一形態とするを得べし。第一の方法を行ふもの現行制度に於て三ありと雖も、斯くして株式を取得したる者は株主總會に於て、議決權を行使する能はず又特に有利なる條件の下に、被備者が株式を取得したるときには、其之を他に譲渡することを禁止し、妻子の相續するを許容するか、然らずんば會社に於て時價を以て、買戻すの制限を置くものあり。

如何なる資格を備へたる被備者にして、利益

分配に参加するを得るか。或る事業に於ては、總ての被備者間に何等の區別を置かず、盡く之に参加せしむるものありと雖も、多くの場合に於ては、参加の資格に就て、或る條件を置くを常とし、而して其條件たる、勤務年限の長短を以て、之に充つ、短かきは三箇月、長きは十五年を以て、最少必要の年限とするが如く、長短の規定區々たりと雖も、一年を以て期限とするもの多し。又或る事業に於ては、一定の年齢に達せざる者を利益参加より除外し、又参加する被備者を備者の専斷を以て選定し、又コムミツシヨンを取得する者、定額より以上の報酬を得る者、出來高賃銀を得る者、一時労働者の類を除外するものあり。又稍や條件の嚴重なるものに於ては利益分配に與る者は必ず今後一年間又は他に定むる期間内、就業する契約書に署名したる者なることを要し、更に甚だしに至ては年齢二十一歳以下の被備者は既往一年間禁酒禁煙

するに非ざれば、利益分配に参加せしめざる場合あり。斯る種々の條件に依て、或は利益分配に参加することを認められ、又は其参加を除外せられ、各種事業に於ける兩者の割合は非常に相違あるを免かれざるが、千九百十一年末百三十の實例に就て調査すれば、全體の被備者中五分七三分三厘は利益分配に参加するの條件を充すを得たり。

利益分配の支拂はるゝ形態に就て見るに、全體の實例中約五分の三は利益分配金の全部を現金にて支拂ひ、殘餘の實例に於ては、一半は現金を以て一半は被備者に對する救助積立金の權利又は被備者の株式買入資金の形態を以て支拂ふものと、利益分配の金額を備者自ら保管し、或は之を株式に投じ、或は預金として、被備者不時の救助に充つるものと二様の方法最も廣く行はれ、又時に利益分配金の全部を救助積立金に投ずることあり。而して利益分配金の一部を

株式買入に供する爲めに、又は被備者不時の救助に充つる爲めに、備者に於て保管する場合に、其保管額が一定の限度に達せざる限り、又は或る時期の到來せざる限り、被備者をして、之を處分せしめざるの制限を付し、時に處分を許すも、金額に制限を設くるを一般の方法とす。

(C) 利益分配制度に對する備者の意見

利益分配制度の得失に就て、委員會は廣く此制度を實行しつゝある當業者の意見を徴したるが其答申に據るに、多數は利益分配制度を稱揚し、此制度あるが故に、備者被備者間の關係を圓滑にし、又被備者の労働效程を増進したることと認められたれども、時に之に反對する意見を陳述したるものなきに非ず、其三四を摘記せん。トールスバリー・マーシー社蠅會社の書記は曰く、吾人の意見を以てすれば、吾人の勞資協同制度は下級の被備者に業務を管理せしむるの故を以て、満足なりと云ふ能はず。本會社の事務

局は資本家にして株主たる者を代表する者六名と被備者にして株主たる者を代表する者六名を以て組織せらるゝが、後者は時に事務局を左右し賃銀として支拂はる可き金額を決定し、爲めに他に會社全般の利益に供せらるゝ資金を蠶食するの弊を免かれず」と。パーミンガム牧畜會社の代表者は曰く「利益分配制度は全體に於て満足するを得べしと雖も、尙ほ利益金は普通賃銀の一部を以て目せられ必ずしも被備者の勤勉を刺戟するに値せず」と。ジェームスクロツバ一製紙會社の代表者は曰く、「利益分配制度は二年前或る部面に於て、全然廢止したり。蓋し利益を分配するは毎半季なるを以て、被備者は勤勉に對する直接の效果を感せずして、何等勤勉の念を催はすに足らず、而して一方に利益は被備者の力の及ばざる事情に依て増減し、産額に減少の傾を生じたるを以て、出來高賃銀を採るに至れり」と。